

平成二十二年度高等教育行政の展望

文部科学省高等教育局

一 高等教育政策の動向

(一) 大学教育の課題

大学教育の内容・水準とその量的規模は、その国の社会・経済・文化・学術等と極めて深い関係を有する。OECD は「高度な技能は、知識の創出や新技術の開発、革新に不可欠であり、経済成長と社会の発展を左右する重要な要因」(OECD「図表でみる教育二〇〇九年版」と述べており、学術動向をはじめとして、我が国の人口構造、産業構造、社会構造等が大きく変化する中で、大学教育が果たすべき役割があらためて課題となっている。

大学教育のあり方を考えるに当たり、近年の三つの動向を指摘することができる。

(1) 大学進学率の上昇

我が国の十八歳人口の大学・短期大学進学率は上昇を続けており、平成十一年度の四九%が、平成二十一年度には五六%に達している。また、社会人や留学生も含め、様々な背景を備えた学生が大学に進学しており、大学教育に求められるニーズも多様化・細分化している。

(2) 大学設置認可における準則主義の導入と、高等教育計画の撤廃

平成十五年に、規制緩和等の動向を踏まえ、大学制度に關して二つの改革が実施されている。

①従来の大学の設置認可は、大学設置基準に定める最低水準を満たすこととはもとより、大学とは何か、そのためどのような機能を有すべきか、という大学関係者の共通理解が

前提とされていた。この仕組みが、大学設置基準に定める要件（教員数や校地・校舎の基準等）を満たせば認可する「準則主義」に転換されている。

②昭和五十年代以降、「高等教育計画」に基づいて、大学や学部 の 収 容 定 員 の 増 員 を 抑 制 し て き た 方 針 が 基 本 的 に 撤 廃 され ている。

こうした改革もあり、大学の学部・大学院数や収容定員が増加している（例えば、学部収容定員は、平成十四年度の五万三〇〇〇人から平成二十一年度の五万七四〇〇〇人に増加）。一方、大学教育の質の面からは、大学にふさわしい教育・研究水準の確保について課題が指摘されている。

(3) 公的な質保証システムの整備

従来、我が国の大学の公的な質保証システムは、大学設置基準と、これに基づく設置認可審査によって担われてきた。あわせて、自己点検・評価の義務化（平成十一年）等のように、個別の制度改革を随時行ってきた。

加えて、平成十六年度に、文部科学大臣が認証した評価機関（認証評価機関）による認証評価が導入され、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する質保証の仕組みが整えられた。

公的な質保証システムの整備は、我が国だけの課題では

なく、国際的潮流となっている。平成十七年に、ユネスコとOECDで「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」が採択され、各国それぞれの方法により、公的な質保証システムを整備する必要性が確認されている。そうした中で、例えば、ヨーロッパで「欧州高等教育圏」の整備が進んでいる。

上記(2)で述べた課題等を踏まえて、我が国の公的な質保証システムの成果と課題を改めて検証し、さらなる検討に取り組みことが求められる。

(二) 中央教育審議会大学分科会における審議

中央教育審議会大学分科会は、平成十七年に「我が国の高等教育の将来像」を答申として公表し、今後の高等教育の在るべき姿や方向性の全体像を示した。その後、大学院教育と学士課程教育の在り方について議論し、平成十七年の「新時代の大学院教育」、平成二十年の「学士課程教育の構築に向けて」の答申として取りまとめている。

現在、大学分科会は、中長期的な大学教育の在り方について審議しており、昨年六月、八月、そして、本年一月に、それぞれの時点での審議経過概要を公表している。

あわせて、大学を取り巻く諸情勢を踏まえた法令改正を随時提言している。昨年度は、以下が提言されており、文部科学省において必要な法令改正を行った。

①教育や学生支援の共同利用拠点の制度を創設し、大学間の連携を促すよう、学校教育法施行規則の改正を提言（昨年八月）。

②大学設置基準に、医学教育の定員増のための専任教員数と校舎面積の規定を整備し、地域の医師確保等に早急に対応するよう答申（昨年十月）。

③雇用情勢が厳しい中で、学生の就業力の強化を念頭に置き、大学設置基準に「社会的・職業的自立に関する指導等」を明確化するよう答申（本年一月）。

④法科大学院の諸課題に関連し、法学未修者の学修を充実するよう専門職大学院設置基準の改正を答申（本年一月）。そのほか、大学分科会の主な審議事項として、以下が挙げられる。

(1) 大学教育の質保証

右記に述べたとおり、公的な質保証システムの整備が大きな課題となっており、

- ・ 最低基準を定める「大学設置基準」
- ・ 最低基準の担保のための「設置認可審査」
- ・ 設置後の確認のための「認証評価」

の三つの要素の相互の関係を整理し、より堅固な質保証システムを整備するよう検討を進めている。

あわせて、大学の質保証は、国による制度整備に加えて、

各大学の自主的・自律的な取組が不可欠である。また、優れた学生や教員・研究者を確保していくには、我が国の大学が、国内だけを対象とせず、海外にも積極的に情報を発信していくことが不可欠であり、教育情報の公表の促進について審議している。

(2) 大学院教育

右記の「新時代の大学院教育」の答申では、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）や、国際的通用性の確保と信頼性の向上を目指した提言を行っている。また、文部科学省は、これを受けて、平成二十二年度までを対象とする「大学院教育振興施策要綱」を公表している。現在、答申と施策要綱に掲げられた提言と施策について、その進捗状況と課題を検証しており、この作業を通じて、今後の大学院教育の方向性を示す予定である。

(3) 大学の量的規模と経営

我が国では、多くの大学において、十八歳人口が主たる入学者として想定されてきたが、人口構造・産業構造・社会構造等が大きく変わる中、多くの者にとって、恒常的に知識技能を身につけられる場に大きく転換していくことが求められる。そうした将来の大学像を想定しつつ、大学の量的規模について検討を進めている。

あわせて、大学の自主的な経営改善の取組への支援や、財務・経営に関する情報公開のあり方などを検討している。

二 高等教育機関の現状と振興

(一) 国立大学

① 国立大学の役割と現状

我が国の大学制度は、国公私立大学が、それぞれの設置形態のもとで役割を分担しつつ、教育研究水準の向上と、全体としての多様かつ特色ある発展を遂げてきた。

このうち国立大学は、①我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うこと②学問分野のバランスのとれた人材養成に大きな役割を果たすこと③地域間のバランスのとれた配置により、地域の活性化や学生の進学機会の確保に貢献することなど、我が国の高等教育と学術研究の水準の向上と調和のとれた発展に大きな役割を担っている。

② 国立大学等の法人化

平成十五年七月に成立した国立大学法人法により、これまで国の機関として設置されていた国立大学及び大学共同利用機関は、平成十六年四月に「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」という独立した法人となった。

③ 法人化後の仕組み

国立大学法人制度は、国立大学における教育研究の特性に配慮し、各大学の自主性を尊重する仕組みとなっている。その一方で、中期目標等を通じ、各法人の理念・方向性等について対外的に説明責任を果たすとともに、監事や評価の仕組みを設け、第三者的なチェック機能により法人の業務等の改善を促すこととしている。

また、各法人において責任ある意思決定と実行が可能となるよう、①国立大学法人に学長と理事からなる役員会を置き、予算などの重要事項については役員会の議を経て学長が決定する②経営面、教学面をそれぞれ審議する経営協議会と教育研究評議会を設置する③理事、経営協議会の委員、監事に学外者を加える、などの仕組みとし、民間的な発想に基づく学長を中心とした経営体制を確立している。

④ 国立大学法人の取組について

各法人では、法人化のメリットを活用し、それぞれの特色に応じた教育研究上のさまざまな改革に取り組んでいる。

具体的には、①大学独自の奨学金の導入や学生の就職支援体制の強化など、きめ細やかな学生サービスの実現②大学の個性や社会ニーズに対応した教育研究への重点化などの教育研究機能の強化③企業との包括的連携や承認TLO

への出資など産学連携・地域貢献の一層の推進④学長裁量による資源配分や年俸制の一部導入など、機動的・戦略的な経営体制の整備や非公務員化による人事システムの導入など、意欲的で特色ある取組を積極的に展開している。このように、各国立大学が法人化を契機として、組織として一層、教育研究の活性化に積極的に取り組むことが大いに期待されることである。

⑤第一期中期目標期間評価

国立大学法人は、各国立大学法人の意見を踏まえて文部科学大臣が策定する六年間の中期目標と、それに基づき各法人が作成する中期計画に沿って業務の運営を行っている。平成二十一年度に第一期の中期目標期間が終了することに伴い、第一期の評価結果を第二期中期目標・中期計画の検討に資するべく、平成十六年度から平成十九年度までの四年間の業務の実績について、平成二十年度に国立大学法人評価委員会が評価を実施したところであり、本評価においては、教育研究・業務運営の面において、基本的には中期目標の達成状況は良好又はおおむね良好であると評価されている。

⑥組織及び業務全般の見直しについて

文部科学大臣は、中期目標期間終了時に、各国立大学法

人の組織および業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされている（国立大学法人法第三五条において準用する独立行政法人通則法第三五条）。

これを踏まえ、文部科学大臣は各法人に対して、第二期中期目標等に盛り込むべき内容を「見直し内容」として昨年六月に提示している。「見直し内容」においては、①第二期中期目標・計画は、大学の機能別分化を進めるため、各法人の特性を踏まえるとともに、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう具体的な取組内容を可能な限り定量的に明らかにする必要があること、②法人を取り巻く状況の変化に対応し、新たな課題に留意した組織及び業務全体の見直しが必要であること等を示している。

⑦国立大学法人の在り方に係る検証について

今年度から第二期中期目標期間を迎えることを踏まえ、文部科学省では、各国立大学法人が引き続き、社会・地域の期待に応えつつ、継続的・安定的に教育研究を実施し、充実した学生支援を行っていくことができるよう、国立大学法人化の検証を進めている。

本検証は、①国民からの意見聴取、②政務三役による有識者からの意見聴取、③国立大学法人からの意見聴取、④国立大学法人評価委員会国立大学法人化の検証に関するワーキンググループにおける検証作業、の四つを中心とし

て進めている。

今後、①から③により聴取した意見を踏まえ、論点を国立大学法人化の検証に関するワーキンググループにおいてまとめ、文部科学省として夏頃を目処に検証の結果を取りまとめることとしている。

(二) 公立大学

① 公立大学の役割と現状

公立大学は、地方公共団体により、地方財政という公的資金を基盤として設置・管理するという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割を担っている。

また、公立大学を運営することで、各地方公共団体が高等教育に主体的に取り組み、多様かつ個性的な教育・研究を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。今後とも、公立大学が各大学の設置目的に添って、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展や国際社会へ貢献することが期待されている。

公立大学の大学数と学生数は年々上昇しており、特に平成以降は、大きな伸びを示している。平成元年は三九六・一万人だったものが、平成二十一年には七七大学一三・七万人と倍増している（学生募集停止中の大学を除く）。

近年は、各種ニーズに応じた大学が新設される一方で、再編・統合も進んでおり、平成十六年度から二十一年までの五年間で、一九大学が七大学へと再編・統合されたほか、公立短期大学から四年制公立大学への改組、さらには私立大学から公立大学への移管など、大きな変革の動きを見せている。結果、国公立大学（短期大学を除く）に占める公立大学の割合は大学数で一〇%、学生数で五%弱となっている。

② 公立大学の財政

公立大学の財源は、寄附金や委託金等の小規模なものを除くと、授業料などの学生からの納付金と、その設置者である地方公共団体からの拠出に大別される。地方公共団体は、その主な財源を地方税と地方交付税に拠っており、公立大学を有する地方公共団体に対しては、大学を設置し管理するための経費が、地方交付税交付額の算定において基準財政需要額に算入される形で考慮されている。

なお、地方交付税はそもそも地方固有の財源であり、その使途は地方公共団体の自主的な判断に任せられている。

③ 公立大学の法人化

平成十六年四月に、「地方独立行政法人法」が施行され、公立大学も、設置者である地方公共団体の判断により公立

大学法人とすることが可能となっている。

公立大学法人制度は、国立大学法人の制度設計にならない
 つつ、一法人で複数大学・短期大学を設置することなど、
 地方公共団体の裁量による法人の組織運営が可能である。
 平成二十一年度までに四五法人が設立され、平成二十二年
 度には新たに八法人が設立される予定となっている。この結
 果、二十二年全八〇大学、一九短期大学のうち、五四大
 学(六八%)八短期大学(四二%)が法人化することになる。

(三) 私立大学

① 私立学校の現状と課題

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育
 研究活動を積極的に展開し、我が国の学校教育の発展に大
 きく貢献している。平成二十一年度には、私立学校に在学
 する学生生徒などの割合は、大学・短大で約八割、専修学
 校・各種学校のほぼすべて、高等学校で約三割、幼稚園で
 約八割を占めるに至っている。

また、知識基盤社会の中で、多様化する国民ニーズに応
 じた特色ある教育研究を行う私立学校の果たす役割は、今
 後も重要と考えられる。

一方で、近年における少子化の進行等の社会経済情勢の
 変化により、個々の学校においては、定員の充足が困難に
 なるなど、私立学校をめぐる経営環境がいつそう厳しさを

増している。そのような中、各学校法人が、経営基盤を安
 定させ、国民の期待に応える個性豊かな魅力あふれる学校
 づくりを推進することが求められる。文部科学省としても、
 各種施策を通じて私立学校の支援を行い、私立学校の振興
 を図っている。

② 私立学校への助成

学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんが
 み、その教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減
 を図り、私立学校の経営の健全性を高めるために、私学助
 成を行っている。

i 私立大学等の経常費に対する補助

私立の大学、短期大学および高等専門学校等の経常費に
 対する補助については、地方中小規模大学への支援を
 行うとともに、医学部定員増に伴う教育環境整備、学
 生の経済的負担軽減、自主的な経営改善の取組等を重
 点的に支援することとし、平成二十二年度予算には、
 三二二億八二〇〇万円を計上している。

ii 私立高等学校等の経常費に対する補助

私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼
 園及び特別支援学校の経常費に対する補助については、国

の厳しい財政事情の中、経常費助成を行う都道府県に対する国庫補助と地方交付税措置を合わせた国の財源措置を拡充するとともに、生徒等一人あたりの単価についても充実している。また、障害のある幼児が在園する私立幼稚園への支援の充実や、高等学校等就学支援金では対応が困難な家計急変世帯について、都道府県の授業料減免補助に対する支援を引き続き実施することとしており、平成二十二年度予算における国庫補助については、合わせて九九九億五〇〇万円を計上している。

iii 私立学校の施設・設備等に対する補助

私立学校の施設・設備の整備に対する補助については、学校が行う地震により倒壊の危険性がある学校施設のうち耐震性の低い施設を中心とした耐震事業を支援するとともに、教育研究機能の高度化のための施設・設備の整備を推進する。また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施する老朽校舎等の建替え整備事業に対する利子助成を充実することとし、平成二十二年度予算には、合わせて一七〇億二八〇万円を計上している。

iv 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育研究条件の維持向上および経営の安定に寄与するため、老

朽校舎等の建て替え整備事業を実施する学校法人に対し、九〇〇億円の融資を計画している。

③ 私立学校に関する税制

私立学校を設置する学校法人については、その公益性を考慮して、収益事業を行う場合などを除き、法人税・所得税などの国税や、住民税・事業税などの地方税が非課税とされている。また、収益事業から生じた所得についても、法人税の軽減税率が適用される。

他方、個人から特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附については、平成二十二年度税制改正において、寄附しやすい環境を整え少額寄附の促進を図る観点から、最大で総所得の四〇％から二〇〇〇円（改正前は五〇〇〇円）を除いた額が所得控除されることとなり、控除限度枠が拡充された。一方、企業等から特定公益増進法人である学校法人等に対する寄附金については、平成二十年税制改正において、損金算入限度額が拡充された（資本金×〇・二五％＋当該年度所得×二・五％から、資本金×〇・二五％＋当該年度所得×三・七五％）。また、日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附（受配者指定寄附金）については、寄附金全額を損金算入することが認められているところである。

各学校法人が、これらの税制上の特例措置等を積極的に

活用して、外部資金の導入を図り、収入源の多様化を通じて、各学校法人の財政基盤の強化を図り、ひいては魅力ある教育研究が一層進展することが期待される。

④経営困難校への対応

近年における少子化などの影響もあり、学校法人をめぐる経営環境は全体として厳しい状況が続いている。平成二十一年度において入学定員を満たしていない私立学校が、大学で二六五校（約四六・五％）、短期大学で二四六校（約六九・一％）となっている。また、平成二十年度決算において帰属収入で消費支出を賄えない学校法人（大学、短期大学または高専をもつ法人に限る）は三〇六法人で全体の四六・五％となっている。

厳しい学校法人の経営状況をふまえ、文部科学省では、平成十七年に「経営困難な学校法人への対応方針について」を取りまとめ、「私学の自主性の尊重」と「学生の就学機会の確保」を基本とした、経営分析の実施と学生に対するセーフティネットの考え方を示すとともに、「学校法人経営指導室」を設け、学校法人に対する経営改善支援体制を充実し、支援を行っている。また、平成十九年度より私立大学等経常費補助金において、経営改善を支援するための特別補助を設け、学校規模の適正化や経営の改善・効率化に取り組み私立大学等に対し支援を行っている。

さらに、日本私立学校振興・共済事業団においても、経営分析・経営相談体制の整備を図るとともに、平成十九年には、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分とそれぞれの区分に応じた経営改善等の取り組み支援のあり方等を示した「私立学校の経営革新と経営困難への対応」をまとめ、公表している。

文部科学省では、学校法人運営調査委員会による指導・助言のほか、日本私立学校振興・共済事業団とも連携しつつ、経営困難となったあるいは経営が悪化している学校法人に対して継続的に経営支援を行っている。

各学校法人においては、教育・研究の質の向上に努めるとともに、経営基盤の強化を図ることが必要であり、不断の経営改善努力が期待される。あわせて、早期に、客観的なデータに基づく経営状況の把握と現状に対する十分な認識をもつことが重要である。

⑤私立学校教職員の共済制度

私立学校教職員共済制度は、私立学校の重要性を踏まえ、その教職員に対して、国公立学校教職員と同等の医療及び年金給付をはじめとする福利厚生を保障し、私学振興に資する見地から創設された。

平成二十年度から特定健診・特定保健指導（いわゆるメタボ健診）が医療保険者に義務付けられ、私学共済におい

でも実施目標を定め私学関係者の努力の下で実施している。

また、私学共済年金の積立金については、日本私立学校振興・共済事業団から学校法人への貸付事業の財源に活用し、私立学校教育の振興を図っている。

(四) 高等専門学校

高等専門学校においては、実践的・創造的技術者の育成という教育目的の下、中学校卒業後の五年間一貫（商船学科は五年半）で、座学だけでなく実験・実習を重視した技術教育を行うことにより、我が国のものづくりを支える実践的・創造的人材を育成している。その教育成果は産業界からだけでなく、我が国のユニークな教育制度として国際的にも高く評価されている。

平成二十一年五月現在、国立五一校、公立六校、私立三校の計六一校（募集停止校を含む）が設置されており、五万五八五三（専攻科生を除く）の学生が在学している。

高等専門学校の入学定員の総数は一万九〇〇人であり、分野別では電気・電子系や機械系等の工業分野が一〇五四〇人（九六・七％）と大部分を占めているほか、商船分野が二〇〇人（一・八％）、工業・商船以外の分野（経営情報学科等）が一六〇人（一・五％）となっている。

平成二十年度卒業生の高等専門学校生の進路状況は、就

職する者の割合が五三・六％、大学等へ進学する者の割合が四二・九％となっている。就職希望者に対する求人倍率は、二四・二倍と非常に高く、就職率も九九・二％となっている。

卒業生は様々な分野に就職しているが、特に、ものづくりと関連の深い機械・電気分野を始めとする専門的・技術的な職業分野に技術者として就職する者が、全就職者の九二・二％を占めている。

また、卒業後には、高等専門学校専攻科への進学や長岡、豊橋の両技術科学大学を始めとして、大学三年次への編入学制度等による進学の道が開かれており、平成二十年度卒業生の一六・一％が専攻科へ進学し、二六・七％が大学へ編入学している。

しかし近年、科学技術の高度化が進むなど、高等専門学校をめぐる状況は大きく変化しており、これらに対応するため、高等専門学校教育の一層の充実が求められている。

このことを踏まえ、中央教育審議会において、社会経済環境の変化に対応した国公私を通じた高等専門学校の振興を図るための方策を検討し、平成二十年十二月に答申「高等専門学校教育の充実について―ものづくり技術力の継続・発展とイノベーションの創出について―」がとりまとめられ、多様な実践的・創造的技術者の養成、産業界や地域社会との連携強化等、社会経済環境の変化に積極的に対

応した高等専門学校教育の充実の方向性とその具体的方策について提言された。

さらに、平成二十一年十月に、同一県内にあつてそれぞれ異なる特徴・強みを有する複数の国立高等専門学校との教育研究資源を結集し、スケールメリットを生かしつつ学科の多様化や、専攻科の充実を通じた高度化、産学連携の強化などの実現を目指すことを目的に、宮城、富山、香川、熊本四地区八高専について再編整備を行い、新たに四高専を設置した。

三 法科大学院

(一) 法科大学院制度

法科大学院を中核とする法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度は、平成十三年六月の司法制度改革審議会意見書を踏まえ、その導入について平成十四年三月に閣議決定された。

法科大学院の設置については、司法制度改革審議会意見書の提言を踏まえ、関係者の自発的創意に基づき、設置に必要な基準を満たしたものを認可することとした結果、平成十七年度までに七四校が設置された。

法科大学院では、一定数の実務家教員の参画のもと、法

理論と実務の架橋を強く意識した教育を行っている。また、少人数教育を基本として、事例研究、討論、調査、現場実習その他の方法により双方向的・多方向的な授業を実施している。

【法科大学院教育の質の向上に向けて】

中央教育審議会法科大学院特別委員会は、平成二十一年四月に、入学者の質と多様性の確保、修了者の質の保証、教育体制の充実、質を重視した評価システムの四つの観点からなる教育の質の向上のための改善方策を提言した。文部科学省では、この提言に基づき、次の取組を進めている。

①法科大学院教育の入口と出口の質の確保

入学者の質を確保するため、入学者選抜での競争性の確保が困難な状況にある法科大学院に対し、入学定員の見直しを促すとともに、入学者選抜の可否判定の要素である適性試験について、実施機関に対して入学に最低限必要な基準点を設定するよう促している。

また、修了者の質を確保するため、法科大学院修了者の共通的な到達目標の策定による教育内容の充実や、厳格な成績評価・修了認定の徹底などを各法科大学院に対して促している。

②教育体制の充実のための適正規模の確保

入学者の確保や教育体制の充実のため、各法科大学院に

対して、入学定員をはじめとした組織見直しを促している。
③ 質保証システムの強化

認証評価について、法科大学院が法曹養成の中核的機関としての役割を十分に果たしているかを評価するため、文部科学省令を改正し、司法試験の合格状況を含む修了者の進路などを評価項目に新たに追加するなど、認証評価の評価基準・方法の改善を図っている。

また、法科大学院特別委員会は、前述の改善方策に基づいた各法科大学院の改善状況について調査を実施している（第一回目の調査結果を平成二十二年一月に公表）。

四 教職大学院

近年、社会構造の急激な変化の中で、いじめや不登校の問題など、学校現場の課題は多様化・複雑化しており、この変化や諸課題に対応できるより高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められている。

その中で、学校現場の課題に適切に対応できる実践的な指導力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新任教員の養成や、学校や地域において指導的役割を果たし得るような確かな指導理論と優れた実践力・応用力を兼ね備えたスクーラーリーダーの養成を目指し、平成二十年四月から「教職大学院」が設置された。

教職大学院は、学校現場での豊富な経験のある実務家教員の配置や、学校での実習を義務化するなど、教育委員会との連携の下、より実践的な教員養成を大学院レベルで行う場として創設されており、教員養成の中核的な機関として、学部と大学院を通じた効果的な教員養成のモデルを示す役割が期待されている。平成二十二年四月現在、全国に二五校が設置されている。

五 学士課程の改善

平成二十一年、大学進学率は五〇・二％となつて初めて五〇％を超え、我が国の高等教育は十八歳の二人に一人は大学に進学するユニバーサル段階に移行している。その一方、少子化やグローバル化の進行する知識基盤社会の中では、大学の教育水準を維持・向上し、国際的に通用する学士レベルの人材を育成することが極めて重要である。

このような社会の情勢を踏まえ、平成二十年十二月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において「学士力」が示された。この「学士力」とは、①専攻分野の基本的な知識、②コミュニケーションスキルや論理的思考力等の汎用的技能、③協調性や倫理観等の態度・志向性、④創造的思考力等、大学を卒業した者が共通して身に付けておくべき力である。

各大学ではこの「学士力」を踏まえ、社会や学生の多様なニーズに添えつつ、教育内容・方法の充実に取り組んでおり、文部科学省も各大学の自主的な優れた取組に対して支援を行っている。

別途、生涯を通じた就業力育成を各大学が取り組むことに関し、「社会的・職業的自立に向けた指導等（キャリアガイダンス）」を大学設置基準等に位置付けたところであるが（平成二十三年四月一日施行）、就業力の育成に関しても、大学教育の質保証や「学士力」の明確化という観点から、大学教育によって学生に何を身に付けさせるか、そのためにどのような教育内容・方法が適切か、等について、大学がそれぞれの特徴や目的等に即し、取組を深めていくべきものである。

六 大学の質保証制度

大学の質を公的に保証するためには、大学としての最低基準を定める「設置基準」、最低基準を事前に担保するための「設置認可」、設置後の確認のための「認証評価」の三つのシステムが相まって機能することが必要であり、大学の活動を支える公財政支援と合わせ、一体的に運用する仕組みを構築する必要がある。こうした質の保証に向けた取組は、国際競争力を向上していくための前提でもあり、

世界的規模の大学に関する評価活動の状況に留意しつつ、引き続き、システムの改善に向けた検討を進めていく必要がある。

(二) 大学の設置基準・設置認可制度

大学は、教育基本法第六条および学校教育法第一条により、公の性質を有する学校として位置づけられている。また、その役割は、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するもの」（教育基本法第七条）とされている。このような大学に与えられた使命を担保する観点にかんがみ、日本において大学や学部等を設置する場合、文部科学大臣の認可が必要とされており（学校教育法第四条第一項）、認可を受けるに当たって満たしておくべき条件を「大学設置基準」として省令で規定している。

大学設置認可制度は、規制緩和の流れの中、平成十四（十五年）にかけて、「事前規制から事後チェック」という考え方の下、大幅に弾力化され、それまで認可が必要だった学部等の中で、一定の要件を満たしている場合、届出で設置することが可能となった。

また、審査基準も大幅に簡素化され、これまで内規として定められていた具体的な基準の多くが撤廃され、基準を

定める場合は、告示以上の法令で規定することとされた（「準則化」）。さらには、大学の量的規模（マクロとしての大学の収容定員）については、これまで国として抑制方針を採っていたものを、医師や獣医師などを養成する特定の分野を除き、その方針を撤廃することとした。その他、財産要件等の緩和も順次図られた。

また、このような改革とあわせて、新たに、認証評価制度の導入、法令違反状態の大学に対する是正措置等、事後チェックに関する制度化が図られた。

この結果、大学の新規参入や組織改変が促進される環境が整い、実際に多くの大学がさまざまな学部等を届出によって設置するなどしている。また、構造改革特別区域制度により、株式会社を設置する大学も参入している。

一方で、制度の見直しから五年以上を経過した現在、大学の質の確保という観点から懸念される状況も生じてきている。例えば、大学設置・学校法人審議会による審査を経ないで設置された学部等の中には、学位の名称が学問専攻に基づく名称とは言い難く、国際通用性のある学位が授与されているか、極めて疑念が持たれるものも少なくない。

また、設置した学部等に学生が集まらなければ、直ちに届出によってその学部等を改組転換するなど、極めて安易な組織設置・改変が行われている事例がある（学生にとつては、卒業する学部等が数年のうちに消滅することとな

る）。

さらに、株式会社の設置する大学の中には、公の性質を有する学校としての認識が薄く、法令違反が確認され、改善勧告を受けた大学もある。その他、専任教員について定めた内規が撤廃されたこともあり、勤務実態のほとんどない者（多くがいわゆる「実務家教員」）が専任教員として位置づけられているような事例も生じている。

学生にとっては、大学の選択は取り返しのつかないものであることから、設置される段階で教育課程、教員組織、校舎が図書館等の施設設備等について、最低限の質が確実に担保される必要がある。そのために、大学等を設置しようとする者は、設置構想を具体的に検討し、十分な準備をした上で設置認可申請をすることが望まれる（通常、構想から開学まで三〜四年は必要とも言われている）。また、大学等の設置を認可する国は、国際通用性のある大学として、その質が担保されているか否かを厳格に審査する必要がある。

なお、認可された大学等の質は、認可時のみ担保されるのではなく、その後も維持・向上が図られることが重要である。現在、文部科学省では、開学後、最初の卒業生を迎える年度（いわゆる「完成年度」）までの間、認可時の計画を着実に履行し、質の担保が図られているか否かを確認する観点から、設置計画履行状況調査（いわゆる「アフター

ケア」を行っているが、設置認可制度の弾力化が図られた現在、認証評価制度と合わせ、その役割は、益々重要となってきている。

(二) 認証評価制度

認証評価制度は、行政システム全体についての事前規制型から事後チェック型へという規制緩和の流れ、日本の高等教育の国際競争力および国際通用性確保の必要性、教育制度改革と司法制度改革としての法科大学院など専門職大学院制度創設の社会的要請といった異なる要素を背景に、平成十六年度から導入された。これにより、大学は、文部科学大臣から認証された評価機関（認証評価機関）から、大学の総合的な状況について七年以内ごとに評価を受けることとなった。専門職大学院については、この機関別評価に加え、教育研究活動の状況について、五年以内ごとに、当該分野の評価機関として認証を受けた認証評価機関から評価を受けることとなった。

認証評価制度の目的は、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることおよび評価結果が公表され、大学が社会による評価を受けることにより、大学の教育研究活動などの質を向上していくことにある。

制度発足以来、機関別評価を行う機関の量的な面においても、専門職大学院の分野別評価を行う機関がカバーする

分野の範囲についても充実してきており、より質の高い認証評価が行われ、大学の質の向上を促進することが期待される。

大学の受審状況については、平成二十二年度末までに認証評価を受けることとなる大学のうち、平成二十一年度末までに約七六％の大学が認証評価を受けたところであり、期限までにすべての大学が認証評価を受審する予定である。評価期間の第一サイクル終盤を迎え、評価実績も積まれてきているところ、大学の質の向上を図る上で、認証評価自体の質の向上や評価結果のさらなる活用が期待される。

七 国公立大学を通じた大学教育改革の充実等

二十一世紀を担う人材養成のための大学教育改革を促進していくことは、極めて重要な課題であり、改革に積極的に取り組む大学を支援することが重要である。

このため、国公立大学を通じた競争的環境の下での大学教育改革への取組を支援し、各大学等の個性・特色を生かした優れた教育研究活動の取組を促進し、高等教育の活性化を図ることが必要である。これらを踏まえ、「国公立大学を通じた大学教育改革の充実」等の以下のプログラムの実施に必要な経費を平成二十二年度予算案に計

上している。

(一) 大学教育・学生支援推進事業

「大学教育・学生支援推進事業」は、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」を踏まえた学部教育等の質保証と教育力向上のための取組や、就職支援を含む総合的な学生支援の推進のための各大学等の取組を支援するとともに、広く社会に情報提供を行うこととしている。

二十二年度予算案においては、これまでの取組の継続支援のほか、「大学教育推進プログラム」について新規募集を行うこととしている。

(二) 大学生の就業力育成支援事業

極めて厳しい雇用情勢の下、学生の卒業後の職業移行を支援する必要性が高まっている中で、学生の就業力を向上させるための支援プログラムの策定が必要である。

生涯を通じた就業力育成を各大学が取り組むことに関し、「社会的・職業的自立に向けた指導等（キャリアガイダンス）」を大学設置基準等に位置付けるとともに（平成二十三年四月一日施行）、平成二十二年度は新規事業「大学生の就業力育成支援事業」を計上したところであり、学生の卒業後の社会的・職業的自立に向け、主として産業界等との連携による実学的専門教育を含む教育課程内外を通

じた取組を支援することとしている。

(三) 大学院教育改革推進事業

知識基盤社会、グローバル化の進展の中で、国際的に第一級の実績を持つ研究者の育成は益々重要性を増しており、平成十七年九月の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」や十八年三月に閣議決定された「科学技術基本計画」においても、より充実・発展させた形でポスト「二十一世紀COEプログラム」を実現することが必要であるとされている。すべての学問分野を対象として、国内外の大学・機関との連携と若手研究者の育成機能の強化を含め、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に図るため、十九年度から、「グローバルCOEプログラム」を実施しており、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」と併せ、二十二年度予算案においてこれまでの取組の継続支援を行うこととしている。

(四) 大学教育充実のための戦略的^ム大学連携支援プログラム

国公私を越えた大学間の戦略的な連携・協力を推進し、各大学の教育研究資源を有効活用することで、教育活動の質保証、地域と一体となった人材養成等を行い、教育研究水準の高度化や大学の特色化等を図っており、二十二年度

予算案においてこれまでの取組の継続支援を行うこととしている。

八 大学院教育の在り方

(一)「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―(答申)」

大学院教育の在り方については、これまで、中央教育審議会においてさまざまな議論が展開されてきた。平成十七年九月五日の「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―(答申)」を受け、平成十八年度から五カ年の「大学院教育振興施策要綱」を策定し、平成二十二年度までの間、この要綱に沿った大学院の振興が図られているところである。

「新時代の大学院教育」答申の主眼は、「大学院教育の実質化」と「国際的な通用性・信頼性」「国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成」の三つの柱である。この三つの柱の下に大学院の振興が図られているのか、これらの効果を検証し、その検証結果を踏まえ、必要な政策を検討していく必要がある。

(二) 大学院の教育の実質化

各大学院では、それぞれの人材養成上の目的・役割、学

生に身に付けさせるべき能力などの教育目標を明確にし、体系的なカリキュラムを提供すること、その実践のための体制などを整えることが進められてきており、これらの点をさらに強力に推進していくことが必要である。大学院において養成される人材は、大学等の研究者、企業で活躍する高度専門職業人等である。特に社会の幅広い場で活躍する人材の養成のためには、社会の多様なニーズや企業のニーズを踏まえた人材養成が量的にも質的にも重要である。例えば、コースワークを通じて、研究計画と実験デザインの実験力・構想力を涵養すること、長期インターンシップ等を含めた企業と連携したカリキュラムを開発することなども方策の一つである。

(三) 大学院に進む学生のキャリア支援

大学院に進んだ学生が、その後、有意義なキャリアパスを歩んでいくためには、大学院入学前、そして大学院入学後のキャリア支援が重要である。具体的には、大学院入学前において、学生が大学院の教育研究に興味と意欲を持ち、修了後のキャリアを想定することができるような支援を行うとともに、大学院を修了した後には歩むキャリアパスを、国内の研究職に限定せず、社会におけるさまざまな職業にその活躍の場を広げていくことが必要である。

例えば、大学において、研究プロジェクトのマネジメン

トを行うような人材など、大学のアドミニストレーションを支えるキャリアなども今後、高度な専門職業人が活躍する場の一つとなり得る可能性を模索すべきと考えている。

(四) 大学院に進む学生の経済的支援

大学院の学生に対する経済的支援も拡大してきているところであるが、日本の知的基盤を支える者を養成するためには、授業料の減免や奨学金の拡充、さらにはティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントとしての経済的支援の充実が不可欠である。

特にティーチング・アシスタントは、大学において教員となる人材にとっては、「教える」ことを学ぶ場となり、教育訓練としての効果も高い。また、若い人材が、安定して研究に打ち込むために、必要な労働の対価としてリサーチ・アシスタントの経済的支援も重要である。

九 大学入試の改善

各大学の大学入試においては、評価尺度を多元化し、受験生の能力・適性等を多面的に判定する方向で改善が進められてきた。

具体的には、学力検査だけでなく、面接、小論文、実技検査等を実施する大学や、推薦入試、帰国子女・社会人等

を対象とする入試、専門学校・総合学科卒業生を対象とする入試など多様な入試が実施されている。

また、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせ、受験生の能力・適性や学習意欲、目的意識等を総合的に判定するアドミツション・オフィス入試（AO入試）を実施する大学が増加している。平成二十一年度入試では、この方法による入学者数は、大学入学者全体の約八％に達し、推薦入試と合わせると四割を超えている。

一方、いわゆる大学全入時代を迎え、多くの大学において、大学入試の選抜機能が低下し、これまでのように、入試によって入学者の学力水準を担保することが困難な状況になりつつある。また、高等学校においても、大学入試の存在自体が大学進学希望者の学習意欲を喚起し、高等学校の指導と相乗して学力を定着させることが困難になりつつある。

現在、推薦入試やAO入試は、大学進学希望者は一定の学力を有しているとの前提の下、必ずしも学力検査を課さない形態で普及しており、推薦入試・AO入試の実施学部半数以上が、学力把握に課題を感じているとの調査結果もある。

平成二十年十二月の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」においては、今後は、高等学校・大学が選抜だけではない関係から、客観的できめ細やかな

学力の把握とそれに基づく適切な指導によって学力向上を図られるよう、共に力を合わせて取り組む関係へと転換することが必要とされている。また、その方法の一つとして、高等学校の指導改善や大学の初年次教育、大学入試などに活用可能な「高大接続テスト(仮称)」に関し、現在、高等学校・大学関係者間で協議・研究が行われている。

十 大学の国際化の推進

(一) 大学の国際化に関する現状

平成十九年度において、我が国において英語による授業のみで学位が取得できるコースについては、学部においては五大学六学部、大学院においては六八大学一二四研究科となっている。また、我が国の大学における外国人教員比率の平均は五・一％(平成二十年度)、留学生比率は三・二％(平成十九年度)となっている。さらに、外国とのダブル・ディグリーを導入している大学は六九大学(平成十九年度)となっており、三七大学であった前年度より大幅に増加している。

(二) 中央教育審議会における検討

中央教育審議会大学分科会においては、中長期的な大学教育の在り方についての議論が行われており、その中で、

「グローバル化の進展の中での大学教育の在り方」が一つの重要事項となっている。これを受けた議論の一つとして、近年増加しているダブル・ディグリー等について、質保証の観点や学生への支援等に関する留意点を示し、国際的な教育連携関係の推進に資するためのガイドライン作成の検討が進められている。

(三) 国による支援

国際化の拠点となる大学の自主的な取組に対して、文部科学省として引き続き支援していくこととしている。平成二十二年度予算案においては、

①英語で授業を受け、英語でも学位が取得できるような体制の構築や、留学生に対する専門スタッフ(チューターや相談員等)による生活支援、日本語教育、就職支援や補完教育の実施、四月以外の入学時期の促進等、留学生受入れに関する体制の整備、さらには、設置大学だけでなく日本の大学全体の売込みや情報の提供を図る海外共同利用拠点の設置等の戦略的な国際連携の推進など、我が国の国際化拠点となる大学の形成の取組を支援する「国際化拠点整備事業」

②大学が、日中韓の協力強化が求められる共通の成長分野について、中国や韓国を中心とした地域からの外国人学生を受け入れ、産業界と連携して、実践的教育を提供する取

組を重点的に支援する「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」を実施することとしている。

(四) 日中韓等を中心とした大学間交流の推進

昨年十月十日、中国・北京において、鳩山総理大臣(日本)、温家宝・國務院総理(中国)、李明博大統領(韓国)の出席の下開催された第二回日中韓サミットにおいて、成果文書として採択された「日中韓協力十周年を記念する共同声明」に、大学間交流の推進が盛り込まれた。また、鳩山総理より、今後の人と人との協力として大学間交流が重要であり、三国の大学の間で単位の互換や交流プログラムなどの質の高い交流を行うために有識者会議を設置する提案、さらにはアジアで大学間交流を強化するため国際会議を共催するという提案を行い、中韓両国の賛同を得たところである。これを受け、ASEAN+3や東アジアサミット等の首脳会合における成果文書や鳩山総理の所信表明演説においても、大学間交流の推進が盛り込まれた。

これらを踏まえ、文部科学省としては、中国、韓国の当局と話し合いながら、日中韓有識者会議を早期に開催し、日中韓の連携枠組みの構築に向け取り組むこととしている。また、平成二十二年度予算案において、我が国が提案する高等教育の国際的な質保証に関する国際シンポジウム

を開催するための経費が盛り込まれたことを踏まえ、東アジア地域における質の保証を伴った大学間協力の促進にかかる国際シンポジウムの開催に向けた準備を進めることとしている。

十一 留学生交流の推進

わが国への留学生の受け入れについては、平成十五年に「留学生十万人計画」を達成し、平成二十一年五月では過去最高の約一三万三千人となっている。このうち中国・韓国・台湾といった東アジアからの留学生が全体の八割を占め、教育段階別の割合は、学部生が約四九%、大学院生が約二七%、専門学校生が約二一%である。

一方、わが国からの留学生派遣については、平成十八年には約八万人であり、うちほぼ半数は米国に留学している。真に国際的に通用するリーダーとなる人材育成のためにも、より多くの日本人学生が海外留学を経験することは重要である。

留学生受入れ政策については、わが国をより開かれた国とすること等を目的とし、平成二十年七月文部科学省ほか関係省庁(外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)により「留学生三十万人計画」骨子を策定した。骨子では、二〇二〇年を目途に三十万人の留学生受入れを

目指すこととし、その際、国別・地域別に優秀な留学生を戦略的に獲得することとしている。

現在、骨子に基づき日本留学への関心を呼び起こす動機づけや情報提供から、入試・入学・入国の入り口の改善、大学等の教育機関や社会における受入れ体制の整備、卒業・修了後の就職支援等に至るまで、関係省庁・機関等が連携して施策を実施している。

【方策の項目】

- ①日本留学への誘い／日本留学の動機付けとワンストップサービスの展開
- ②入試・入学・入国の入り口の改善／日本留学の円滑化
- ③大学等のグローバル化の推進／魅力ある大学づくり
- ④受入れ環境づくり／安心して勉学に専念できる環境への取組
- ⑤卒業・修了後の社会の受入れの推進／社会のグローバル化

十二 医療人の養成

医師不足による地域医療の崩壊、高齢化による疾病構造の変化、患者のニーズの多様化、生命科学や医療技術の急速な進歩等を背景として、国民の期待にこたえる「良き医

療人」の養成が一層重要となつていゝ。文部科学省としても、医療人の養成を担う各大学と協力しながら、さまざまな政策を進めている。

(一) 医学教育について

①医学部の入学定員の増員

地域や産科・小児科などの診療科における医師不足が社会的に大きな問題となつており、平成二十二年度の医学部入学定員については、①地域の医師確保の観点からの定員増(三一三人) ②研究医養成のための定員増(一七人) ③歯学部入学定員の削減を行う大学の特例による定員増(三〇人) の三つの枠組みで、合計三六〇人増の八八四六人の定員を認めた。

具体的には、①地域の医師確保の観点からの定員増では、都道府県が地域医療再生計画に基づいて奨学金を設け、大学が地域医療を担う医師を持つ者を選抜し、地域医療等の教育を実施することとしている。②研究者養成のための定員増では、複数の大学と連携し研究医養成の拠点を形成しようとする大学について、研究医養成の観点から学部・大学院教育を一貫して見通した特別コース(増員数の倍以上)を設定し、研究医確保のための奨学金を設定することとしている。

②医学教育カリキュラムの見直し

卒業臨床研修制度について、研修プログラムの弾力化や都道府県別の募集定員の上限定定などを見直しが行われたが、これを踏まえ、文部科学省では「医学教育カリキュラム検討会」を設置し、平成二十一年五月に「臨床研修制度の見直し等を踏まえた医学教育の改善について」をとりまとめた。

具体的には、①臨床実習の必要最低単位数の明確化等を通じた臨床実習の充実、②臨床実習開始前の共用試験の位置付けの明確化と合格基準の統一化、③地域の医療機関を担う医師の養成のため卒前・卒後を通じて大学が地域医療機関等と一体となった医師養成システムの構築、④研究マインドの涵養、⑤教員の過重負担の軽減と指導体制の強化、などが提言されている。今後、制度の詳細について検討を行う予定である。

(二)歯学教育について

歯学教育については、平成二十一年一月に「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において、①歯科医師として必要な臨床能力の確保、②優れた歯科医師を養成する体系的な歯学教育の実施、③歯科医師の社会的需要を見据えた優れた入学者の確保、④未来の歯科医療を開く研究者の養成、の四つの観点から提言がなされ、これに

基づいて歯学教育の改善を進めている。

具体的には、各大学の入学定員の見直しを含む改善計画を把握し、その取組状況のフォローアップを行っており、今後も適正な入学定員の規模となるよう促していくとともに、第三者評価の導入をはじめとする歯学教育の質保障の方策等の課題について引き続き議論を行う。

(三)薬学教育について

平成十八年四月から薬剤師養成のための六年制の学部・学科での薬学教育が始まり、平成二十二年度からは、モデル・コアカリキュラムに基づく長期実務実習（病院・薬局それぞれで約十一週間）が開始される。各大学では、実務実習事前学習及び薬学共用試験の実施、実習施設との緊密な連携による実習指導体制の構築などの準備を進めてきており、円滑な実習が行われることを望む。

また、薬学教育の改革の推進を図るため、薬学系人材養成の在り方について検討を開始し、平成二十一年三月に、薬学系大学院教育の基本的な考え方とその充実のための具体的方策等を第一次報告としてまとめた。今後は、学士課程における薬学教育の在り方等について、社会的要請を踏まえた教育内容改善方策や教育の質を保證する点から検討を進めていく。

(四) 看護教育について

近年、看護系大学の増加（平成十三年度八九校、平成二十一年度一七八校）は、看護が提供される場に高度な専門的知識と技能を有する保健師・助産師・看護師（以下「看護師等」という。）の供給に貢献している。

一方で、社会や保健医療を取り巻く環境の変化や学生の多様化に伴う教育内容の工夫の必要性等の課題が指摘されていることから、大学における看護系人材養成の在り方について検討を始め、平成二十一年八月に、保健師・助産師・看護師の基礎となる内容が確保されていれば、学士課程では看護師養成に特化した教育課程を編成できることなどを内容とする第一次報告を取りまとめた。今後、大学院における看護系人材養成の望ましい在り方等について検討を進めていく。

十三 地域における大学病院の充実

大学病院は、①医療人養成のための教育機関、②新しい医療技術の開発研究を行う研究機関、③高度な医療を提供する中核的医療機関としての重要な役割を果たしている。

このような大学病院の使命を踏まえ、地域と連携しつつ、社会的・地域的ニーズや喫緊の政策課題等に対応するため、国立大学病院の周産期医療体制などの大学病院の整備等の

充実、大学病院の医師の勤務環境の改善、若手医師等のキャリアの形成支援に取り組んでいる。

平成二十二年度予算案では、国立大学附属病院に対して、地域医療のセーフティネット構築のための医療機器の整備充実や医師・看護師をサポートするコメディカルスタッフの配置に必要な経費を支援するなど、教育・研究・診療機能の充実や勤務環境の改善を図るための予算を拡充し二八八億円計上している。

その他、国公私立大学を通じて、大学病院の機能強化を図るため、①周産期医療に関わる専門的スタッフの養成、②大学病院間の相互連携による優れた専門医等の養成、③看護師の人材養成システムの確立に必要な経費を支援し、大学病院の人材養成機能の強化を図っていく。

十四 インターンシップ

インターンシップは、学生が実務の場で就業体験を積み、高度な知識・技術に触れながら実務能力を高めるとともに、新たな学習意欲を喚起する契機となる。また、大学の教育内容・方法の改善や、産業界が求める人材像への理解促進にもつながり、産学連携による実践的な人材育成の有効な一方策として期待されており、関心が高まっている。平成十九年度の高等教育機関におけるインターンシップの実施

状況は、大学五〇四校（全体の六七・七％ 前年度比一・九ポイント増）、短期大学一七〇校（全体の四三・六％ 前年度比三ポイント増）、高等専門学校六一校（全校一〇〇％で実施 前年度比一・六ポイント増）で、着実に増加しつつある。

このように、インターンシップを実施する大学等は増えているが、学生数の規模からすると、大学・短期大学における体験学生数はわずかであり、体験学生の量的拡大を図っていくことが必要である。

また、近年、科学技術人材育成の大きな課題として、専門分野の位置づけを社会的活動全体の中で理解し、主体的に問題設定を行い、それに取り組む能力のある「高度専門人材」の育成が急務であるとの認識が、大学及び産業界の双方で高まっている。

このため、文部科学省では産学の協同により、将来、各研究分野や企業活動などにおいて中核的な役割を果たすことのできる人材育成に資するため、大学院生を対象とする企業等の実践的環境を活用した質の高い長期インターンシップ・プログラムを支援する「産学連携による実践型人材育成事業」を、平成十七年度から実施している。

さらに、産学が人材育成における課題等について幅広く対話を行い、具体的行動につなげる場として、平成十九年度に創設した「産学人材育成パートナーシップ」において、長期インターンシップの普及、インターンシップ等と講義との連動などの必要性が議論されており、今後は、各大学等において、インターンシップの量的拡大に加えて、産学連携によるインターンシップの質的向上を図っていくことが必要である。文部科学省としては、インターンシップの好事例の把握・周知等に努めており、平成二十一年七月には、事例集を刊行し、各大学へのアドバイスをを行っている。

十五 大学等における社会人受入れ

近年、十八歳人口だけでなく、我が国全体の人口が減少期を迎えている。このような中、社会人や高齢者等が必要ときに学習することができ環境を整えることは、学習者自身の知識・技能の向上に資するとともに、人口減少期にあって我が国の成長を維持することにも繋がると考えられる。このため、文部科学省では、大学等への社会人の受入れを促進できるよう制度の弾力化を進めている。

①長期履修学生制度の導入

従来、個人の事情により修業年限を超えて履修を行うことを希望する場合（例：四年制大学で六年間学ぶ場合など）は、留年や休学として取り扱われていた。

これについて、平成十四年三月の制度改正により、個人の事情に応じ、大学の修業年限を超えて計画的かつ柔軟に教育課程を履修して卒業することができるよう、長期履修学生制度を導入した。これにより、就業しながら大学で学ぶことを希望する人々の学習機会が拡大した。（平成一九年度において二三一大学で導入。）

②通信制大学院の制度化

大学院における社会人の多様な学習需要に応える環境の整備については、社会人特別選抜制度の導入や夜間大学院の設置、科目等履修生制度の活用などさまざまな取組が進んでいる。

平成十年三月には、大学院における教育研究の一層の弾力化のため、通信制の大学院（修士課程）を設置することが可能となった。通信制大学院は、大学院レベルの授業を受けたくとも、自宅や職場から通学できる範囲に受けたい分野の授業を提供する大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなどの地理的・時間的制約から、通学が困難な社会人等のニーズに適切に対応することを目的とするものである。平成二十一年度で、通

信制の研究科を置く大学院は二六校（放送大学を含む）となっている。

また、平成十四年四月からは、博士課程についても通信制の大学院を設置することができるようになり、平成二十一年度で、通信制の博士課程を置く大学院は、前述の二六校中、一一校となっている。

③サテライトキャンパス

近年、通常では時間的・地理的制約などにより大学のキャンパスに継続的に通うことが困難な社会人等にも大学教育を受ける機会を拡充するため、大学の校舎以外の場所においていわゆる「サテライトキャンパス」を設ける大学も増えつつある。このため、各大学での取組を後押しする観点から平成十五年三月にこのような校舎外の教育施設が備えるべき要件等を明確化したところである。今後は、社会人のほかにも、例えば単位互換による授業を受ける者で単位互換先の校舎に通うことが困難な者などのためにサテライトキャンパスを活用することも期待される。

④履修証明制度

平成十八年の学校教育法の改正により、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）における「履修証明制度」が創設された。本改正に

より、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書を交付できることとした。平成二十年度には、大学で四八プログラムが実施されている。

十六 学生に対する経済的支援

(一) 日本学生支援機構の奨学金事業

日本学生支援機構の奨学金事業は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等と人材育成に資する重要な教育施策である。

平成二十二年度においては、学ぶ意欲と能力のある学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、無利子奨学金及び有利子奨学金ともに貸与人員を増員するとともに、無利子奨学金の進学後における採用者に対する支給開始時期を七月から四月に早期化を図ることとしている。

これらにより、対前年度五八〇億円増の一兆五五億円の事業費を計上しており、貸与人員で対前年度三万五千人増の一一八万人の学生等に貸与することとしている。

あわせて、経済的理由による返還猶予者等に対する減額

返還の仕組みを導入することにより、返還負担の軽減を図ることとしている。

また、家計支持者の失業や災害等の被害などによって家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする学生等に対応するため、「緊急採用奨学金（無利子）」及び「応急採用奨学金（有利子）」を年間を通じて随時受け付け、これまで希望者全員を採用している。

なお、日本学生支援機構の奨学金事業は、卒業した奨学生からの返還金を再度奨学金の原資として活用する貸与制により実施しているため、返還が確実に行われないと事業の運営に重大な支障を来すこととなる。そのため、各校における奨学生募集の際の「奨学金説明会」や貸与中の「適格認定」、また、貸与終了時の「返還説明会」等において、返還の重要性を指導するなど、各学校の協力を得て、学生等に対する返還意識の涵養に努めるとともに、延滞者に対する法的措置の徹底、債権回収業務の民間委託、延滞事由の要因分析、返還相談体制の強化に取り組み、奨学金事業の健全性を確保することとしている。

(二) 大学における授業料減免事業等

学生に対する経済的支援については、日本学生支援機構が実施する国の奨学金事業のほか、大学や民間団体等が実施している事業があり、文部科学省としては、大学等に対

し、次のような財政措置を講じることにより、学生に対する経済的支援策の振興を図っている。

○国立大学

国立大学法人に対しては、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令において、経済的理由等により、授業料などの納付が困難な者に対する免除等経済的負担軽減のための措置を図ることとしている。現在、すべての国立大学が授業料免除制度を設けて、その平成二十年度免除実施額は約一九〇億円である。文部科学省としては、各国立大学法人で実施する授業料免除制度を財政的に支援するため、運営費交付金の算定に当たり、授業料等免除分についても考慮している。

○私立大学

私立大学に対しては、私立学校振興助成法に基づき、学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的の一つとして、私立大学等経常費補助金による支援を行っているところである。私立大学等経常費補助金の特別補助においては、経済的に修学困難な学生を対象に私立大学等が実施している授業料減免事業等を支援している（平成二十一年度補助額二九億円）。本事業においては、経済的に修学困難であることを減免等の要件として、大学等が独自に実

施する事業を対象に支援している。配分方法としては、各大学等において実施した補助対象事業に係る経費について、その一部（二分の一以内）を補助するものである。

(三) 民間団体等の奨学金事業

我が国においては、公益法人等の民間団体等が多様な奨学金事業を実施している。

日本学生支援機構において実施した「平成一九年度奨学金事業に関する実態調査」によれば、約二八〇〇の民間団体等が、約一三万四千人の学生に対し、奨学金の支給又は貸与を行っているところであり、その事業規模は約五四八億円に達している。

また、将来の我が国を支える人材の育成を経済的に支援することは極めて重要との観点から、育英奨学事業を行う公益法人等に対する寄付金については、税制上の優遇措置が講じられている。

さらに、寄附税制については、「新しい公共」を確立するため、市民が担う公益活動を資金面で支えるものとして、現在政府税制調査会の下に設けられた市民公益税制P.Tにおいて検討が行われている。

十七 学生の就職支援と就業力向上

文部科学省では、現下の厳しい経済状況の下、学生の雇
用が不安定になっていくことに対応するため、平成二十一
年度予算による「大学教育・学生支援推進事業」に加えて、
「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成二十一年
十二月）」に基づく第二次補正予算により、就職相談員（キャ
リアカウンセラー等）の配置促進など、各大学等の就職相
談体制の強化のための取組を支援した。平成二十二年度も
引き続き、同様の取組を行っていくこととしている。

さらに政府全体の取組みとしては、昨年十月に緊急雇
用対策本部が取りまとめた「緊急雇用対策」に基づき、同
本部の下に高井文部科学大臣政務官を主査とする「新卒者
支援チーム」が立ち上げられ、関係省庁が連携しつつ、学
生等に対する就職支援に取り組んでいる。

また、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生
の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性
等が高まっていることから、大学等が教育課程の内外を通
じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組む体制を
整えることについて、大学設置基準等を改正した（平成
二十二年二月二十五日公布、平成二十三年四月一日施行）。
社会的・職業的自立に関する指導等については、大学の特
色や教育目的等に即した取組が進められるべきものであ

り、平成二十三年度からは、全ての大学と短期大学におい
て、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒
業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図る
ために必要な能力を培うことができるよう取り組むことと
なる。

その他、文部科学省では、平成二十二年度から「大学生
の就業力育成支援事業」により、各大学が教育課程内外に
わたり就業力の育成等を目指す取組を支援するなど、就業
力の向上に対する取組を実施することとしている。